

富良野市学童保育センター利用について

1. 開設時間について

- (1) 平日（月～金） 午後1時～午後6時30分
- (2) 学校休業日（土、長期休業日、臨時休校日） 午前8時00分～午後6時30分
ただし、午前授業や短縮授業の時は、下校時間に合わせて開所します。

2. 休所日について

日曜日、祝日、12月31日～1月5日の間、3月31日は休所とします。また、学校・学級閉鎖及び地域利用、新年度の受入準備、長期停電が見込まれる等で休所する場合があります。
※かぜ等による学級・学校閉鎖は、まん延防止のため自宅静養とします。

3. 学童保育利用料

月額1,500円の利用料を納入していただきます。2人以上入所の場合、2人目は2分の1、3人目以降は無料となります。納付書による納入、または口座振替でお願いします。

- (1) 月途中で入退所した場合は、16日以降の入所及び15日以前の退所の場合2分の1。
- (2) ①「生活保護を受けている世帯」②「入所児童の世帯が『ひとり親世帯』または『在宅障がい児(者)のいる世帯』で市民税が非課税である場合」免除（減免申請書の提出が必要）
- (3) 長期疾病で連続15日以上欠席した場合は、全額又は2分の1に減額の減免制度があります。
（減免申請書の提出が必要）※自己都合による長期の欠席は、減免には該当しません。

4. 帰宅時間の厳守と保護者のお迎え

学童は午後6時30分に閉館します。お迎えは時間厳守でお願いします。

- (1) 帰宅時間調査表を提出していただき、帰宅方法と帰宅時間を確認させていただきます。（入所決定通知書と一緒に送付しますので初登所の際提出してください。）
- (2) 吹雪等の集団下校で学童に来た日は、安全面から早めのお迎えをお願いします。

5. 学童保育からの連絡及び保護者からの連絡について

- (1) 学童保育からの連絡がありますので、必ず児童に聞か、カバンを確認してください。都度「学童だよ」や「マチコミメール」からご連絡します。
- (2) 学童保育を休まれるときや帰宅時間を変更するときは必ず連絡をしてください。欠席の連絡はFAXか電話（留守電）でお願いします。
・麻町学童 電話・FAX/23-2977 ・桂木学童 電話・FAX/22-3792
・東部学童 電話・FAX/23-5129 ・緑町学童 電話・FAX/22-3370

6. 児童の事故の責任について

- (1) 学童保育への往復途上の事故については、市では責任を負えませんので、あらかじめ児童に十分な注意をしていただきますようお願いいたします。学童管理下における事故については、別途「児童館等における事故に対する見舞金の支給基準」での対応となります。
- (2) 故意に施設や物品を壊した場合は弁償をしていただく場合があります。

7. 学校給食のないときはお弁当持参

給食がないときは必ずお弁当を持参させてください。パン食弁当の場合も現物を持たせていただき、子どもにお金を持たせて買わせることはしないようにしてください。また、不必要な金銭については一切持たせないでください。紛失、盗難などの事故があっても責任は負いません。なお、お弁当を届ける場合は、必ず11:45までに届けていただきますようお願いいたします。

8. 初登所日に持参いただく準備品

持ち物には必ず名前をつけ、コートや帽子には掛け紐をつけてください。

- ①上靴（靴底が白いものを準備し、名前を必ずつけてください。）
- ②着替え1組（上衣、ズボン、下着上下、靴下等）
- ③着替えた服を入れる袋（買い物袋）2～3枚
- ④未使用のタオルを1本ご寄贈ください。（いただきもの可・館内の清掃等に使用、他）

9. 家庭訪問・相談について

職員（児童厚生員）の家庭訪問はいたしません。児童のことで個別な相談要望がある場合は、職員の勤務時間内に来所してください。

◆児童に関して不安や心配事がありましたらお気軽に下記へ相談してください。

○いじめ・不登校相談

9：00～16：00（月～金曜日）

富良野市教育支援センター（保健センター2階）：電話／39-2333

または8：30～17：15（月～金曜日）

教育支援課（富良野市複合庁舎2階）：電話／39-2320

○家庭児童相談・育児相談

10：00～17：00（月～金曜日）

こども家庭センター（保健センター2階）：電話／39-2335

10. その他

(1) 学童保育までの道順（学校から学童保育、自宅から学童保育）を教え、慣れさせておいてください。

(2) 貴重品は持たせない、持ってこないようにしてください。

- ・持ってきた場合は児童厚生員に預けてください。
- ・紛失、盗難などの事故があっても責任は負いません。

(3) ハンカチ・ちり紙等の携行品は必ず持たせてください。

学童保育センター内における事故に対する医療補償金の支給基準

学童保育センター内における不慮の事故に対する医療補償は「富良野市市民総合災害補償規則」に基づきお支払いします。

入院日数	通院日数
1日以上5日まで 10,000円	1日以上5日まで 自己負担医療費の額。但し5,000円までとする。
6日以上15日まで 30,000円	6日以上15日まで 自己負担医療費の額。但し10,000円までとする。
16日以上30日まで 60,000円	16日以上30日まで 自己負担医療費の額。但し30,000円までとする。
31日以上60日まで 90,000円	31日以上60日まで 自己負担医療費の額。但し45,000円までとする。
61日以上90日まで 120,000円	61日以上 自己負担医療費の額。但し60,000円までとする。
91日以上 150,000円	